**小松島市民間建築物アスベスト調査・除去工事事業補助金交付要綱**

**（趣旨）**

**第１条** 小松島市民間建築物アスベスト調査・除去工事事業補助金（以下「補助金」という。）は「社会資本整備総合交付金交付要綱(平成２２年３月２６日付け国官会第２３１７号。以下「国交付要綱」という｡)に基づき民間建築物に係るアスベストの調査及び除去工事を行う者に対し，予算の範囲内においてその費用の一部を補助することにより，市民の安全・安心を確保するとともに，火災・震災時等におけるアスベストの飛散を防止することを目的とし，補助金の交付にあたっては，小松島市補助金等の交付に関する規則（昭和３７年小松島市規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

**（用語の定義）**

**第２条**　この要綱における用語の定義については，それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　補助事業　本市がこの要綱に基づきアスベストの調査及び除去工事に対して補助を行うことをいう。

（２）　対象建築物　民間建築物のうち吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの又は吹付けアスベスト等（吹付アスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールに限る。）が施工されているものをいう。

（３）　吹付けアスベスト等　吹付けアスベスト，アスベスト含有吹付けロックウール，アスベスト含有吹付けバーミキュライト及びアスベスト含有吹付けパーライト等をいう。

**（補助の対象）**

**第３条** 市長は，対象建築物について，次の各号のいずれかに該当する調査又は工事（以下「補助対象事業」という。）を行う場合に補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という｡）が要した経費について，補助することができる。

（１）　吹付け建材について，アスベストの含有の有無を調べるための調査

（２）　吹付けアスベスト等の除去工事（建築物の除却時におけるアスベスト対策費用を含む｡）

**（補助金の額等）**

**第４条** 前条に規定する補助金の額は，補助対象事業に要した費用に３分の２を乗じて得た額とし，補助の対象となる経費は第３条の（１）に規定する調査にあっては６万円，第３条の（２）に規定する工事にあっては２００万円を上限とする。ただし，国交付要綱附属第Ⅲ編第１章イ－１６－(１２)②2に定める基礎額が定額補助とされた場合はこの限りでない。（調査についての限度額は，原則として，１棟当たり２５０，０００円とする。）

２　前項の規定により計算された補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。

**（交付の申請等）**

**第５条** 申請者は，補助対象事業に着手する前に補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（１）　補助対象事業実施計画書（様式第２号）

（２）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の申請があったときは，これを審査し適当と認められたものについて補助金の交付を決定し，補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

**（事業の内容の変更）**

**第６条**　申請者は，補助金の交付決定を受けた後，補助金の額に変更が生じる事業の内容を変更しようとするときは，補助金交付変更申請書（様式第４号）に変更後の補助対象事業実施計画書その他市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の申請があったときは，補助金の交付額の変更をし，補助金変更決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

**（事業の着手）**

**第７条**　補助対象事業の着手は，補助金交付決定後に行わなければならない。

**（事業の中止又は廃止）**

**第８条**　申請者は，補助金交付決定後において，補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は，事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

**（事業の完了報告）**

**第９条**　申請者は，補助対象事業が完了したときは，完了の日から起算して３０日を経過した日，又は補助金の交付決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い日までに，事業完了報告書（様式第７号）に次の各号に定める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

（１）　請負契約書の写し

（２）　写真（調査、除去の内容が確認できるもの）

（３）　請求書又は領収書の写し（調査又は施工業者が発行したもの）

（４）　調査機関が発行した分析調査結果報告書（調査に限る）

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定による事業完了報告書を受理したときは，内容の審査を行い，適当と認めるときは，補助金の額を確定し，補助金交付額確定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

**（補助金の交付）**

**第１０条**　補助金の交付は，前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

２　申請者は，前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは，補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

**（補助金の返還）**

**第１１条**　市長は，補助金の交付を受けた者で，次の各号のいずれかに該当するときは，交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（２）　前号に掲げるもののほか，市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

**（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）**

**第１２条**　申請者は，補助事業完了後に，消費税及び地方消費税の申告により，補助金にかかる消費税等仕入れ控除税額が確定した場合は，速やかに市長に報告しなければならない。

２　市長は，前項の報告があった場合には，当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

**（書類の保管）**

**第１３条**　この事業に関する書類は，事業完了後１０年間保存するものとする。

**（補則）**

**第１４条**　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，規則の規定を適用する。

　　　**附　則**

　この要綱は，平成１８年３月１日から施行する。

**附　則**

この要綱は，平成３１年４月１日から施行する。

**附　則**

　この要綱は，令和４年４月１日から施行する。

















